

よりそう パワーナイト

(低圧電気供給実施要綱)

平成 29 年 10 月 1 日実施

よりそうCパワーナイト

目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	2
3	供給電気方式, 供給電圧および周波数	2
4	契約使用時間	2
5	契約電力	3
6	料 金	3
7	そ の 他	4
II	実 施 細 目	5
1	適用条件	5
2	実施要綱の変更	5
3	契約使用時間	5
附	則	7
別	表	8

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

ロ 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力を使用する需要であること。

ハ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ニ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電力の合計または契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イ、ロおよびハに該当し、かつ、ニの契約電力の合計または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2 実施要綱の変更

(1) 当社は、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この実施要綱を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

(3) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

4 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

(1) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用で

きる時間（以下「契約使用時間」といいます。）といたします。

- (2) 契約使用時間以外の時間は、お客さまにおいて適当な装置（以下「通電時間制御装置」といいます。）を用いて負荷設備に通電しないように制御していただきます。この場合、通電時間制御装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設いただきます。

5 契約電力

- (1) 契約電力は、低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）13（契約電力および契約容量）(2)により定めます。
- (2) 需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	691 円 20 銭
-----------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

7 その他

- (1) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (2) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはありません。
- (3) 当社は、契約使用時間について、適正に電気を使用されていることを確認いたします。
- (4) 当社は、契約使用時間以外の時間の電気の使用を確認した場合には、次のとおり違約金を申し受けることがあります。
 - イ 契約使用時間以外の時間の電気の使用により、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - ロ イの免れた金額は、この実施要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
 - ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

また、この場合、お客さまに契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 41（解約等）(1)ホにより需給契約を解約することがあります。
- (5) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (6) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 条 件

1 需要場所において、原則として、この実施要綱と他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する動力契約種別とをあわせて契約することはできません。

2 実施要綱の変更

本則 2（実施要綱の変更）(3)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

3 契約使用時間

(1) 当社は、通電時間制御装置の機能および設定内容を確認いたします。この場合、当社は、通電時間制御装置の機能および設定内容を証明する書類等を提示していただくことがあります。

なお、通電時間制御装置を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(2) この実施要綱適用の際現に契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置（当社が取付けしたものに限り、以下「しゃ断装置」といいます。）が取り付けられており、引き続きしゃ断装置を使用する場合は、本則 4（契約使用時間）(2)にかかわらず、しゃ断装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、しゃ断装置は、標準約款 49（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(3) 当社は、供給設備の状況により、本則 4（契約使用時間）(1)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更

後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を契約使用時間といたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 契約電力についての特別措置

次のいずれかに該当する需要場所において、新たに電気を使用されるお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、お客さまに特別の事情があるときには、当分の間、契約電力は、本則 5（契約電力）(1)にかかわらず、原則として需要場所に設置されている開閉器の定格電流または負荷設備の容量（入力）等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (1) この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力 A および深夜電力 B（平成 29 年 10 月 1 日実施。）に定める深夜電力 B または選択約款の深夜電力 C（平成 29 年 10 月 1 日実施。）にかかわる供給設備を設置している需要場所
- (2) この実施要綱適用の際現にこの特別措置にかかわる供給設備を設置している需要場所
- (3) この実施要綱適用の際現に平成 28 年 4 月 1 日実施の選択約款の深夜電力 A および深夜電力 B に定める深夜電力 B または平成 28 年 4 月 1 日実施の選択約款の深夜電力 C にかかわる供給設備を設置している需要場所

3 制限または中止の料金割引についての特別措置

標準約款附則 4（制限または中止の料金割引についての特別措置）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第

37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額 (以下「減免額」といいます。) を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、47,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100 \text{円} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの

平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。